

# 日本社会における離婚の現状と対策

鈴木洋子

## 1. はじめに

離婚の増加が大きな社会問題となっている。ある日を境に、一つの家庭が二つに別れて生活をする。夫婦間の事情はあるにせよ精神面、金銭面で双方とも負担を強いられる。周りを取り巻く環境、特に子供達や年老いた両親の事も考えた上での結論であろう。平成8年に20万件を超えて以降、離婚は増加傾向にあり平成14年には289,836件に達した。

若年離婚ばかりでなく、最近は熟年離婚も増えている。女性の社会進出で経済力、自己主張の力をつけ、女性側からの離婚申し出も少なくなかったという。離婚家庭において、子供を育てる上での生活費の不足分は、国・市区町村から年収によっては手当が出る。税金、母子住宅の優先入居等改善されてはきているが一組の離婚によって、家族・社会に与える影響はどのようなものか調べてみた。

## 2 - 1 . 人口動態統計でみる離婚件数と離婚率

各市区町村が離婚届書から人口動態調査票を作成、これを収集し集計したものが人口動態統計である。2003年迄は確定値、2004年推計値である(表1)。離婚率は人口1,000人に対し率算出に用いた人口は、2004年10月1日現在推計人口、126,141,000人である。

我が国の離婚件数は1960年に69,000件であったが、その後増加傾向にある。1970年、179,150件をピークに1975年には153,600件にまで減少している。1991年以降、離婚件数は再度急増し2002年には289,836件と10数年で倍増を遂げている。また2004年の離婚率は2.12%で、2003年の2.25%を下回り、離婚件数は267,000組で、2003年の283,854組より16,854組減と推計される(図1)。

(図2)は離婚件数の変動(傾向線よりプラスに乖離しているかマイナスに乖離しているかをプラスマイナス逆にして表示)と、同様にして取り出した実質GDPの長期傾向からの乖離の推移とを重ねてグラフにしてある。実質GDPの短期変動は景気の状態を示している。普通景気の状態は対前年度の増減率であらわされることが多い。1970年代までは景気と逆の変動か、変動なしの状態が継続している。景気とほとんど無関係である様子がうかがえる。ところが、1980年代前半の景気の落ち込みに対しては反応し、景気低迷とともに離婚件数は増加傾向にある。また1984年からの景気回復にあわせて離婚件数は減少している。

1980年以降、離婚は景気の先行指標的な動きを示している。離婚の減少(図2では上昇)が景気上昇に先行し、離婚の増加(図2では下降)が景気低迷に先行している

ようにみえる。また、1995年の離婚の増加が横ばいに転じた翌年に1996年の景気回復がみられる。このように離婚の件数と景気との関連については、第1に、1980年代以降、景気の良し悪しと離婚件数の減少増加が対応するようになった点、第2に、離婚件数の動きが景気の動きに先行する形でこのような相関が生じている。これらの点から離婚件数は所得増、経済の成熟等の影響による増加傾向にあるといえる。

図1 離婚件数の推移

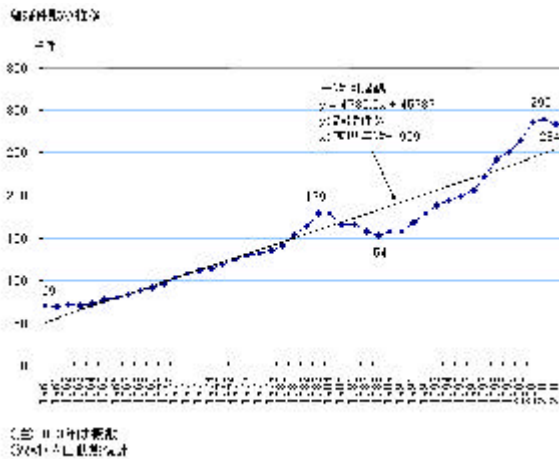
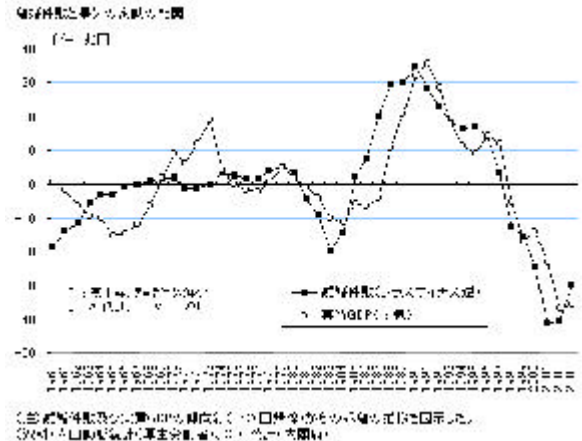


図2 離婚件数と景気の変動の相関



出所：図1・図2 <http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/2780.html>

## 2 - 2 . 離婚の種類と方法

離婚するための方法には、夫婦の話し合いによって離婚する方法で、お互いが離婚に合意したうえで、市区町村役場に「離婚届」を提出、受理されれば離婚が成立する。これを協議離婚といい1991年～1999年の統計(表2)では90%以上が協議離婚で決着している。但し協議離婚が不成立の場合には家庭裁判所に離婚の調停を申し立て、調停でお互いが離婚に合意すれば離婚が成立する。これが調停離婚で、およそ8%前後を占めている。しかし調停が不成立に終わった時は、家庭裁判所の判断で、「調停に代わる審判」を下すこともあり、審判が確定すると離婚が成立する。この審判離婚は0%ではあるが65件～81件と少ないながらも成立している。だが、審判離婚までいくとほとんどは裁判まで持ち込んで決着している。この裁判離婚は、夫婦の一方から地方裁判所に離婚の訴訟を起こし、離婚を認める判決を得れば離婚が成立する。裁判離婚の割合は1%未満であるが、件数は1998年、1999年ともに2000件を超えている。

表 1 人口動態総覧の実数及び年次推移

年次 <sup>1)</sup>			結婚率 離婚率 (人口千対)	
	婚姻件数	離婚件数		
55	774 702	141 888	6.7	1.22
56	776 531	154 221	6.8	1.32
57	781 252	163 880	6.8	1.38
58	782 652	179 150	6.4	1.51
59	739 991	176 745	6.2	1.50
60	736 860	166 640	6.1	1.39
61	710 882	188 054	6.0	1.37
62	698 173	168 227	6.7	1.30
63	707 718	168 600	5.8	1.28
平成元年	708 310	167 611	5.8	1.28
2	722 138	157 608	5.9	1.28
3	742 264	168 969	6.0	1.37
4	764 441	179 191	6.1	1.45
5	782 658	188 297	6.4	1.52
6	782 738	195 106	6.3	1.57
7	791 888	199 016	6.4	1.60
8	795 060	208 955	6.4	1.66
9	776 651	222 636	6.2	1.78
10	784 585	243 183	6.3	1.94
11	762 028	260 626	6.1	2.00
12	788 138	284 246	6.4	2.10
13	788 898	285 911	6.4	2.27
14	767 331	289 836	6.0	2.30
15	740 191	283 854	5.8	2.26
16	726 000	287 000	6.7	2.12

表 2 離婚の種類別件数・割合

年次	総数	協議	調停	審判	強制
1991年	168,969 (100.0)	152,869 (90.5)	14,318 (8.5)	76 (0.0)	1,612 (1.0)
1992年	179,191 (100.0)	162,854 (90.9)	14,837 (8.3)	72 (0.0)	1,628 (0.9)
1993年	168,267 (100.0)	170,413 (90.9)	16,131 (8.8)	65 (0.0)	1,658 (0.9)
1994年	195,106 (100.0)	178,547 (90.9)	16,735 (8.5)	72 (0.0)	1,762 (0.9)
1995年	198,018 (100.0)	179,844 (90.4)	17,302 (8.7)	66 (0.0)	1,804 (0.9)
1996年	208,965 (100.0)	187,856 (90.6)	17,228 (8.3)	72 (0.0)	1,799 (0.9)
1997年	222,636 (100.0)	202,431 (90.9)	19,341 (8.7)	81 (0.0)	1,782 (0.8)
1998年	248,163 (100.0)	221,761 (91.2)	19,182 (7.9)	76 (0.0)	2,164 (0.9)
1999年	250,529 (100.0)	229,128 (91.5)	19,291 (7.7)	77 (0.0)	2,035 (0.8)

( )内: %

出所：鈴木清明著『離婚のすすめ方と手続きのすべて』[株] すばる舎  
2001年 216頁

出所：:http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai04/index.html より作成

### 3 - 1 . 離婚申し立て動機

離婚申し立て動機は、性格が合わないが夫 3 2.9%、妻 20%と1位を示している。次に、異性関係では夫 9.9%と2位、妻は 11.8%と3位である。また、家族親族との折り合いが悪いは夫 9.5%と高く、妻は 4.9%と低い。全体に離婚申し立ての動機を観ると、古くからの家制度の名残で夫の家族との同居や夫の親族との付き合いよりも、結婚後も、妻は自分の両親や兄弟姉妹との楽につきあえる方を選んでいるようである。

妻は夫に対して自分の親族とうまく付き合う事にさほど重点を置いていないことが解る。その結果が8位を示している。現実の生活が優先でお金と精神的に関わることが上位を示している。(表3)

表3 離婚申し立ての動機

動機	夫	妻
性格が合わない	3 2.9%	2 0.0%
異性関係	9.9%	1 1.8%
暴力を振るう	2.5%	1 3.4%
酒を飲み過ぎる	1.2%	4.9%
性的不満	5.5%	2.6%
浪費する	7.0%	7.7%
異常性格	7.1%	3.9%
病気	1.6%	0.8%
精神的に虐待する	5.9%	9.5%
家を捨てて省みない	4.7%	7.0%
家族親族と折り合いが悪い	9.5%	4.9%
同居に応じない	6.0%	1.4%
生活費を渡さない	0.9%	9.9%
その他	4.2%	1.8%
不詳	0.9%	0.3%

総数：夫 16,185 妻 41,099

注) 申し立ての動機は、主なもの3個までの複数回答

出所：鈴木清明著『離婚のすすめ方と手続きのすべて』[株] すばる舎  
2001年 より作成

### 3 - 2 . 都道府県別にみた離婚率

都道府県別離婚率(人口千対)をみると(表4)の通りである。昭和25年は沖縄県は含まれていない。平成10年で高率を示す上位3都道府県は沖縄、大阪、北海道であり、低率を示す下位3都道府県は島根、新潟、山形である。

表4 離婚率(人口千対)の高率県と低率県の年次比較

	昭和25年		昭和50年		平成10年	
	都道府県	離婚率	都道府県	離婚率	都道府県	離婚率
全国	1.01		1.07		1.94	
高率県	高知	1.29	北海道	1.65	沖縄	2.72
	長崎	1.28	高知	1.45	大阪	2.42
	愛媛	1.25	青森	1.40	北海道	2.38
低率県	茨城	0.64	滋賀	0.63	島根	1.27
	長野	0.67	島根	0.65	新潟	1.34
	滋賀	0.69	新潟	0.70	山形	1.38

出所：http://www1.mhlw.go.jp/toukei/rikon\_8/repo7.html より作成

### 3 - 3 . 同居期間別離婚件数の年次推移

離婚件数を同居期間別にみると、昭和50年の同居期間15年～20年未満8172件、20年以上6,810件がそれぞれ、平成12年では24,325件と41,825件に増加している。また同居期間が30年～35年の566件と35年以上の300件は平成12年には、5,839件と3,882件で10倍以上大幅に増加している。(表5)

全般的にみて平成11年・12年の同居期間25年以上の高い離婚件数の要因は平均寿命の延びと女性の社会進出に伴う自己主張の表れでもある。また前年に比べ減少している同居期間は20年～25年の196件だけである。

表5 同居期間別離婚件数の推移

同居期間	昭和50年	60	平成7年	11	12	対前年増減	対前年増加率(%)
総数	119 135	166 640	199 016	250 529	264 255	13 726	5.5
5年未満	58 336	56 438	76 710	90 996	96 216	5 220	5.7
1年未満	14 773	12 655	14 893	16 606	17 524	918	5.5
1～2	13 014	12 815	18 081	20 814	21 750	936	4.5
2～3	11 731	11 710	16 591	19 808	21 093	1 285	6.5
3～4	10 141	10 437	14 576	18 008	18 956	948	5.3
4～5	8 677	8 821	12 569	15 760	16 893	1 133	7.2
5～10	28 597	35 338	41 185	53 793	58 206	4 413	8.2
10～15	16 206	32 312	25 308	30 604	33 025	2 421	7.9
15～20	8 172	21 529	19 153	23 518	24 325	807	3.4
20年以上	6 810	20 435	31 877	40 964	41 825	861	2.1
20～25	4 050	12 706	17 847	18 898	18 702	△196	△1.0
25～30	1 894	4 827	8 684	13 052	13 402	350	2.7
30～35	566	1 793	3 506	5 526	5 839	313	5.7
35年以上	300	1 109	1 840	3 488	3 882	394	11.3

注:総数には同居期間不詳を含む。

出所: <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai00/divo.html>

### 4 . 離婚に関する弁護士報酬

離婚に際し法律の知識が必要になった時、誰しも弁護士に相談したいという気持ちはあるが、いざ利用するとなると弁護士報酬が高額だという先入観で躊躇する。離婚をスムーズに進めるためには、多少の費用を負担することによって法律のプロである弁護士に相談、的確なアドバイスを受けることが出来る。

弁護士事務所を利用する場合、全国一律で決められていた「報酬基準規定」によると弁護士には次のような費用を支払う必要がある。

- ・法律相談料は30分5千円、1時間1万円が相場である。
- ・着手金は実際に事件を依頼する際に最初に必要となる前渡し金、事件の結果がどうであろうと支払わなくてはならないもので「手付け金」とは異なる。
- ・報酬金は事件が解決し、結果の成功の程度に応じて支払う成功報酬のことである。その金額は、財産分与や慰謝料の請求額によって決まる。完全に敗訴になれば報酬金は支払う必要がない。

- ・手数料は、原則として1回の手続き（書類作成など）で事件が完了した場合に支払う報酬である。
- ・実費は交通費・書類作成費・印刷代・切手代・コピー代・通信費の必要経費。
- ・出張実費は、遠隔地に出張を頼む場合に、交通費・宿泊費・日当を支払う。

日当は出張期間に応じて支払うため1日いくらになるのか確認する必要がある。

第二東京弁護士会報酬会規によると、例えば、1千万円の財産分与が事件、すなわち訴訟物の価格とすると着手金は標準額で59万円、報酬金は標準額で118万円（着手金の倍）となる。しかしこの制度も2004年4月に廃止され弁護士報酬が自由化された結果、弁護士個人で報酬額が決められる。従って同じことを依頼しても弁護士報酬が違う事態が生じる可能性があるため依頼する側の予備知識がさらに必要となる。

## 5 - 1 . 離婚決定後の手続き

家庭生活を築いていた夫婦が、離婚によって経済共同体を解体する。

夫婦は最小限度の経済共同体であり、離婚手続きの中では、この共同体解体の手続きが中心課題となる。（表6）

家庭裁判所でよく使われる言葉に「解決金」または「和解金」がある。この「解決金」、「和解金」とは、財産分与と慰謝料を含めて、最終的に離婚を認める際の解決条件としていくらが妥当かという目安として使われている。「解決金」、「和解金」の形に持つていくまでのプロセスには、厳密にそれぞれの法的根拠を算定して計算する。

表6 離婚の際の解決金の内訳



出所：中村久瑠璃美著 『いきいき離婚あんしん口座』 日本実業出版社  
2003年 より作成

## 5 - 2 . 慰謝料と財産分与

離婚に伴う慰謝料は原因を作ったほうから他方に対する詫言料であり、夫婦双方に原因がある場合には、より重大な原因がある方が支払うことになる。但し慰謝料は離婚に至るまでの状況によって、必ず請求できるとは限らない。

一般社会においては、謝罪をするとか責任を果たすということは金銭をもって償うこ

とで代替させるのが通常である。いくら謝っても、一円も支払わなくては償ったことにはならない。離婚は夫婦関係をやめて、あかの他人になるわけであるから、責任のある方からない方にお金をもって謝罪の意を表さなければならない、その心を表すのは他人間ではお金である。離婚の慰謝料は通常100万前後と安く、多くても500万止まりであるが、現実には慰謝料をもらっていない人が半数以上いると、予想される。

財産分与とは夫婦が婚姻期間中に、夫婦が協力して形成した共有財産を清算することである。土地・建物・預貯金など、婚姻中に取得したものを共有財産と考え、婚姻前から持っていた夫名義のもの、妻名義のものは特有財産といって夫婦の共有財産ではない。夫の給料のみで生活してきた専業主婦の場合でも内助の功があるわけだから、夫婦が協力して形成した財産は正々堂々と請求することが出来る。

離婚の際の清算の割合は、原則として一対一で二等分すべきであるが、専業主婦については、内助の功はかって三割程度といわれていたが、現在ではほぼ五割で定着しつつある。これは、1980年に相続に関する法律(民法第900条)が改正され配偶者の相続分が三分の一から二分の一に引き上げられたためである(表7)。

表7 慰謝料と財産分与の違い

慰謝料	財産分与
離婚に対する慰謝(婚姻生活期間中に受けた精神的苦痛への賠償・謝罪)	「財産分与」とは50万~100万程度差。そこは「慰謝料」が加算される。精神的苦痛を測る際、ケース・バイ・ケースのため、相場ははっきりしない
離婚中の相手の養育および、離婚後の生活補助	原則内助功はあるが、それに離婚慰謝料・専業主婦への慰謝料・未成年の子どもの引き取り手など、財産をつくるための働きなどが考慮される

出所：太田宏美監修 「損しない・傷つかない離婚の本」 (株)永岡書店  
2005年 121頁

### 6 - 1 . 離婚後の生活状況

離婚が成立した後の生活に必要な手続きを円滑に進めるには、どのような方法があるのか、子育て世代と熟年世代に区別をして考えてみる。

### 6 - 2 . 後扶養料(子育て世代)

離婚において支払われる金銭には未成年の子供に対する養育費と子供が小さくてフル

タイムで働く事が出来ない母親達のために、後扶養として離婚後数年分くらいの生活費の一部を要求することが出来る。本来、子供の養育費については、父母がそれぞれの収入により按分して負担することになっている。2003年11月1日現在において、離婚による母子世帯約97万8千世帯のうち約三分の二は養育費の額や支払い方法などについて取り決めをしておらず「現在養育費を受けている」「受けたことがある」をあわせても三分の一に満たなかった。「受けたことがない」という世帯は6割以上ある。

(図2)

要因としてあげられるのは、離婚全体の85%は協議離婚であり、養育費について合意しても、口頭だけだったり、法的な効力をもつ公正証書などが無いことである。このため新たに法的手続きをとらない限り給与の差し押さえや新しい制裁金制度は利用不可能である。

養育費を受けている家庭、例えば妻が子供を引き取り夫が妻へ養育費を払っているケースでは、「1999年、司法統計年報」によると調停・審判離婚での養育費の支払い状況は、子供一人の場合2~4万円が50.5%、子供二人の場合4~6万円が34.3%と最も多い。また養育費については子供が何歳になるまで支払えばよいのか、考え方としては、義務教育卒業まで、満18歳まで、高校卒業まで、大学や専門学校卒業までと主に4つの方法がある。一般的には高校卒業まで養育費を支払うケースが多い。(図3)

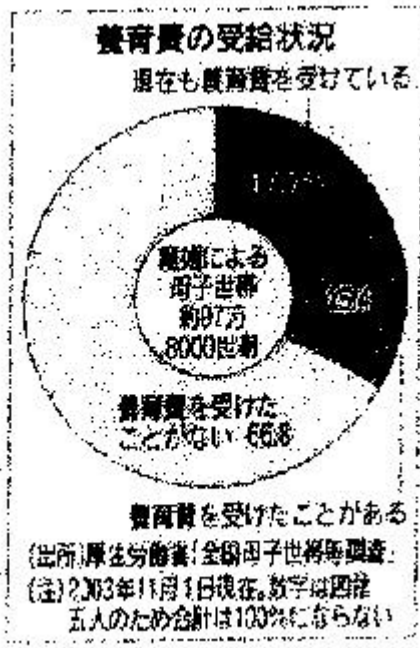
一方、新しい制裁金制度とは、2005年4月1日施行の改正民事執行法などによるもので、養育費の支払いが滞った場合に、受け取る側の親が裁判所に申し立て、支払う側の親の資力などから裁判所が制裁金の額を決める。支払わない親には裁判所から養育費と制裁金の支払いを命じられる。最高裁が2001年に行った調査では、養育費を期限通り全額受け取っていたのは半数、「お金はあるが支払おうとしない」が4割を占めている。それまでは、過去の滞納分しか差し押さえられなかったが2004年4月から裁判所へ1回の申し立てで、将来の分まで毎月の給料を差し押さえることが出来、差し押さえ可能な範囲も、給与の四分の一から二分の一に引き上げられている。

ただし、新制度で裁判所に申し立てるには、養育費の支払い義務を示す調停調書や公正証書などが必要で、離婚時にこれらの手続きを踏んでいる人は少数派だ。

新制度を利用することが出来ない生活が苦しい母子(父子)家庭に対して、国からは児童扶養手当・児童手当が支払われる。但し所得制限がある。なを2008年4月からは支給から5年経過後、約半額に減額されることになっている。児童手当は一定額の家庭に行っている制度で母子(父子)家庭に限らず9歳になる年度いっぱいまで支払われる。また各市町村においても、児童育成手当が設けてある。支給対象者は児童扶養手当とほぼ同じである。その他には母子家庭を対象とした就学資金・住宅資金・生活資金などの貸付制度がある。(図4)、(表8)、(表9)

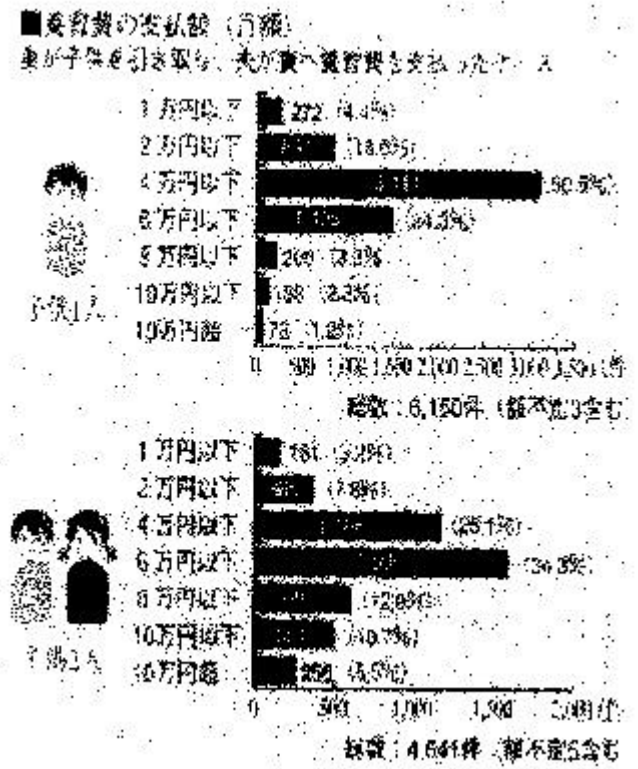


図2 養育費の受給状況



出所：読売新聞「養育費不払いに制裁金」  
2005年4月7日

図3 調停・審判での養育費の決定額  
(子供の人数別)



出所：太田宏美監修 「損しない・傷つかない離婚の本」 (株)永岡書店2005年152頁

表8 児童扶養手当

対象	手当額
1. 離れなくなった前年の9月31日までの子供がいる次の母子家庭	年収130万円未満の場合 ---月額12,287円
2. 父身の障害	この間、年収に届いていない場合は 年収236万円未満の場合
3. 父の死亡・生計不届	---月額1万円
4. 父の専業主業	その月を超えた場合 ---0
5. 1年以上の病気	2人目5000円
6. 2人以上の障害	8人目以降1人につき3000円加算
7. 離婚された	

なお、特別があるのを申請役場でもらってください。

出所：中村久瑠璃美著 『いきいき離婚あんしん口座』  
日本実業出版社 2003年 196頁

表 9 児童育成手当

対 象	手当額
同様上記と同じ	児童1人につき月額1万3000円程度 ただし、年収687万7000円程度以上 ある場合は支給されない
市町村によって異なります。その他、生活保護、融資、住宅等の権 助制度もあるようですが、詳しくは市町村役場で聞いてください。	

出所：中村久瑠璃美著 『いきいき離婚あんしん口座』  
日本実業出版社 2003年 196頁

図 4 母子家庭の所得構成



出所：太田宏美監修 損しない・傷つかない離婚の本」  
(株)永岡書店 2005年 225頁

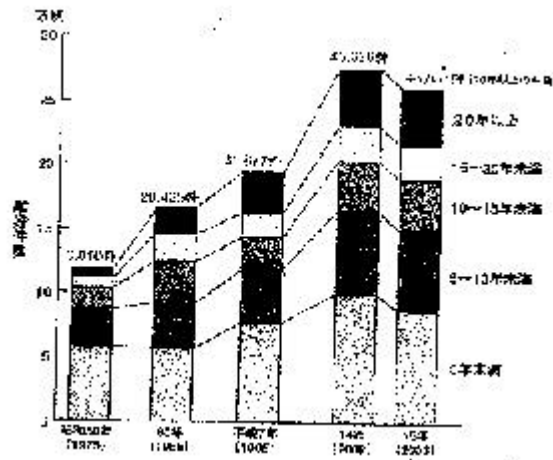
### 6 - 3 . 熟年年世代

いまや離婚の中でもマスコミ等に大きく取り上げられているのが50歳代以上、婚姻期間が20年以上の熟年離婚である。1975年に約12万組だった離婚件数が2003年には28万組にのぼる(表1・表7)。一方、同居期間別でみると、1975年に、「20年以上」が6,810件であったのが、2002年には45,536件とピークに達している。その後、2003年には前年より485件少ない45,051件と減少したにもかかわらず、中高年の離婚の占める件数が相変わらず高くなっている。(表5)

20年以上も連れ添った夫婦が、いかなる事情によって、安定した妻の座を捨てるのか、要因として考えられるのは、子供が独立したり、結婚したりして生きる目標を失い、残りの人生を外に出て仲間と楽しみたいとの思いや、あるいは医学の進歩で寿命が延びて親の介護に直面夫の協力が得られず失望、その他、自分の病気をきっかけに、残りの人生を楽しむために夫や家族の世話を明け暮れてる場合ではないと考え、夫の定年を待って離婚を決意、事情は様々である。50歳代なら25年以上もある残りの人生を楽し

みたいと考える人が増えてきている現状においては、熟年離婚の増加は自然の現象であるといえる。

表5 同居期間別の離婚件数の移り変わり



出所：太田宏美監修 「損しない・傷つかない離婚の本」  
 (株)永岡書店2005年 202頁

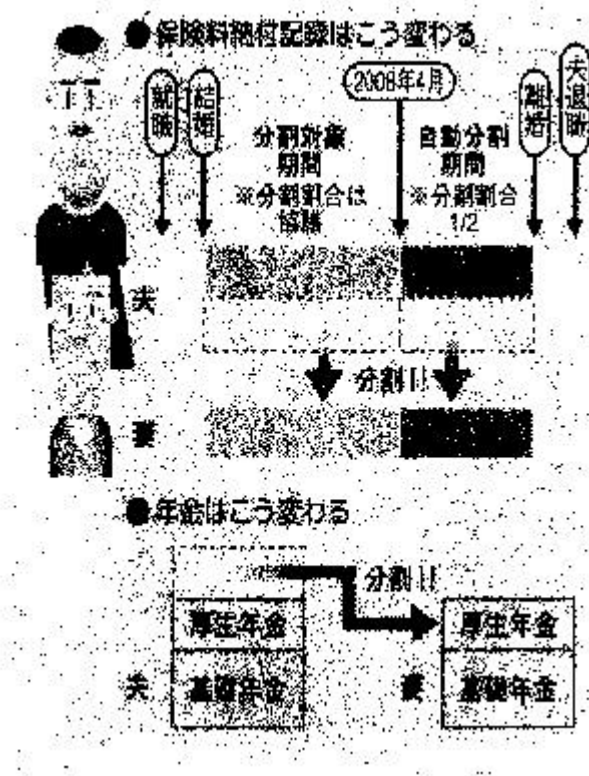
熟年離婚での大きな問題は、離婚後の生活のメドが立つのかどうかにかかっている。本来は二人して今までの蓄えや、年金、退職金などで夫婦がゆとりある生活ができたが、所帯が二つになれば、経済的なゆとりはなくなり、お金がネックとなり離婚に踏み切れないでいる。このような人のために出来た制度が、2007年4月から施行される年金改正法によって「離婚時の厚生年金の任意分割」制度である。

この制度は離婚で年金額が低くなりがちな中高年の女性を救うために考えられている。つまり離婚後に支払われる厚生年金(報酬比例部分)も共有財産とみなし、分割出来る仕組みになっている。原則として妻の取り分は二分の一ですが、どちらかが異を唱えれば調停や審判の申し立てが出来る。対象となるのは施行以降に離婚した夫婦で、2007年4月以前に離婚した場合は適用されず、さらにサラリ-マンと専業主婦の夫婦に限り2008年4月以降に離婚すると「強制分割」の制度の対象にもなる。夫がサラリ-マンである専業主婦は3号被保険者となり、保険料を払わずに基礎年金を受け取れる現在の制度への批判が強いことを受けて政府は昨年の年金制度改正で、3号被保険者への年金支給の根拠を夫の保険料は夫婦で共同して支払ったと見なすと法律に明示することによって、比例報酬部分は夫婦が半分ずつそれぞれ受けられるようになっている。しかし「夫婦別々に支給すれば、不和の原因になりかねないとの慎重論から、分けるのは離婚後に限る事になっている。また、世帯を単位にした厚生年金制度に3号問題を解決するため、部分的に個人単位の考えが組み込まれた制度が強制分割制度である。(図5-2)

一方、退職金も財産分与に含まれたり、財産分与の際考慮されることがある。

厚生労働省の人口動態統計によると(表1)、2005年の離婚件数は267,000件で2004年に比べ、16,854件も減っている。2002年のピ-ク時は289,836件をと高い数字を示していたが、年金分割が議論されて以降、減少に転じている。

図5 - 2 離婚時の年金分割の仕組み  
(妻は専業主婦の場合)



出所:読売新聞 「離婚時の年金分割2007年度導入」  
2005年9月26日

7. おわりに

世界60カ国の離婚率(人口千人当たり離婚件数)総務庁統計局「世界の統計2004」によると1位ベラルーシ4.7%、2位米国4.19%、3位ロシア3.65%、4位ウクライナ3.59%と旧ソ連諸国と米国が世界の中でも高い離婚率となっている。それに比べて日本は2001年、2.27%で22位とさほど高くはない。ここ数年日本社会は政治の世界において行政改革をはじめとして至る分野で改革が叫ばれている。世の中全体が変わろうとしている中で特に女性の気持ちの変化が考えられる。女性の社会進出や自己主張のあらわれ、中でも少子化といえども出産の決定権は女性が握っている、また女性が家庭生活に求めるイメージの変化等が要因としてあげられる。

古くから日本社会においては離婚というと暗いイメージがあったが、近年はバツイチ、バツ二などと呼ばれ世間もさらっと受け流す。本来、離婚とは「自己決定」「自己責任」であるはずが離婚後の生活は特に母子家庭世帯は厳しい経済状況が続いている。(図1)これらの家庭は、十分とはいえない国の保護政策の力を借りている。すなわち税の投入である。いま国全体が税金のあり方について考える必要がある、膨大な国の借金、国家

・地方財政困難な現実の中で増加傾向にある離婚に対し国がどのようにして向き合っていくのか離婚率の増加は大きな社会問題でもある。

## 参考文献

- 朝日新聞『夫婦の年金の別れ方』2005年7月3日  
太田宏美著『損しない・傷つかない離婚の本』[株]永岡書店 2005年  
鈴木清明著『離婚のすすめ方と手続きのすべて』[株]すばる舎 2001年  
高岡信男編著『結婚・離婚・親子の法律相談』学陽書房 2004年  
土肥幸代監修『離婚問題これで安心・財産分与慰謝料親権のことがわかる本』  
[株]小学館 2005年  
中村久瑠美著『いきいき離婚あんしん講座』日本実業出版社 2003年  
原誠著『離婚と財産分与』東洋経済新報社 2003年  
読売新聞『養育費不払いに制裁金』2005年4月7日  
読売新聞『離婚時の年金分割 2007年度導入』2005年9月26日  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai04/index.html>  
<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/9100.html>  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai00/divo.html>  
[http://www1.mhlw.go.jp/toukei/rikon\\_8/repo7.html](http://www1.mhlw.go.jp/toukei/rikon_8/repo7.html)  
<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/2780.html>